

# 大月市 農業委員会だより No.12



中央道上り線初狩パーキングやさい村



おおつる農産物直売市



(地産地消) 学校給食センター



猿橋農産物直売所 (横町店)

発刊によせて

大月市農業委員会

会長 杉本成司

最近、毎日のようにマスコミが取り上げ、賑やかに報道している農業と食料の問題、そして農業と言えど耕作放棄地の解消と担い手の確保、食料と言えど安心、安全が一つのまぐら詞となっている。

現在、我が国の食料自給率は四一パーセントで約六〇パーセントが海外からの輸入に依存しており、世界人口は年々増えつづけ、二〇五〇年には一〇〇億人に達すると予想され、食料のバイオ燃料化等から近い将来、世界的規模での食料不足に陥ると言われている。

このことから、政府は食料自給率のアップを目指して今般農地法の一部改正等を行い、農地の有効利用を基本に耕作しやすい方策や、営農として成り立つ戸別所得補償制度の採用等農業政策の強化に乗り出した。

そこで、大月市においても高齢化と担い手不足のため耕作放棄地が増加の一途にある状況から、気軽に野菜作りが誰でも出来るように遊休農地の斡旋や収穫した農産物を提供できる「地産地消」の促進、さらには農地の基盤整備と集積を進めて組織化農業の振興を図る等、食料自給率の向上に微力ながら私たち農業委員は努力して行きたいと思えます。

# 農地制度が変わりました！

農業を取り巻く情勢が大きな転換期を迎え、平成二十一年十二月十五日、新たな農地法などが施行されました。この改正では、農地転用規制の厳格化などにより、農地を確保するとともに、貸借規制を緩和し、地域との調和を図った上で、最大限に利用することにより、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を目指しています。ここでは、主な改正点を抜粋してお知らせします。

## 【農地の貸借規制の緩和】

農業の多様な担い手による農地の効率的な利用を確保するために、農地の貸借規制が緩和されました。これにより、一定の要件(※)を満たすことで農業生産法人以外の法人(一般法人、JAなど)や農業従事者以外の個人も農地を借りることができるようになります。なお、貸借の許可を受けた後に要件を満たさなくなった場合には、農業委員会は勧告や取り消しを行います。

### ※ 一定の要件とは

- ① 不適切に利用された場合は、貸借を解除する旨の条件に付されていること。
- ② 地域において他の農業者と適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ③ 法人の場合、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事(年間一五〇日以上)すると認められること。

## 【相続などの届け出】

相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得の際、農業委員会に届け出をすることとなりました。農業委員会は届け出のあった農地について、適正かつ効率的な利用が図られない恐れがある場合、担い手などへのあつせんを行います。

なお、届け出を行わなかったり、虚偽の届け出をした場合は、十万円以下の過料となります。

## 【遊休農地対策の強化】

これまで農業経営基盤強化促進法において実施されてきた遊休農地対策が、農地法に位置付けられました。これにより、所有者に対する指導、通知、勧告までの手続きを農業委員会が一貫して行うこととなり、遊休農地対策が強化されます。

## 【農地パトロールの強化】

随時、農業委員が農用地を巡回し、状況調査を行うこととなりました。

## 【非農地証明】

現在大月市では、非農地化した土地が多く見られます。

非農地証明は農地法の許可を取らずに、山続きの農地が自然に山林化してしまった状態。また、自分の農地に自分が家を建築する場合は、農地法第四条の許可を必要とし、他人より土地を購入または、貸借して家を建築する場合については、農地法第五条の許可を必要としますが、これら農地法の許可を故意ではなく、農地法を全く知らないで家を建ててしまい、永年経過した場合については、事前に農業委員会事務局に相談し、非農地証明交付の手続きをして下さい。

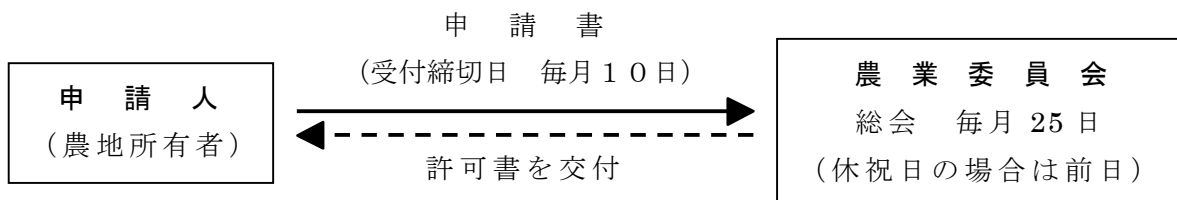
# 農地の権利異動や転用を行う場合は、

## 農業委員会又は県知事の許可が必要です

転用許可を受けずに、勝手に転用することは法律で禁止されています。

### 農地法第3条

農地等について、権利の設定、又は所有権の移転をするため許可を受けようとする場合には、農地法第3条の許可申請書を農業委員会へ提出する。



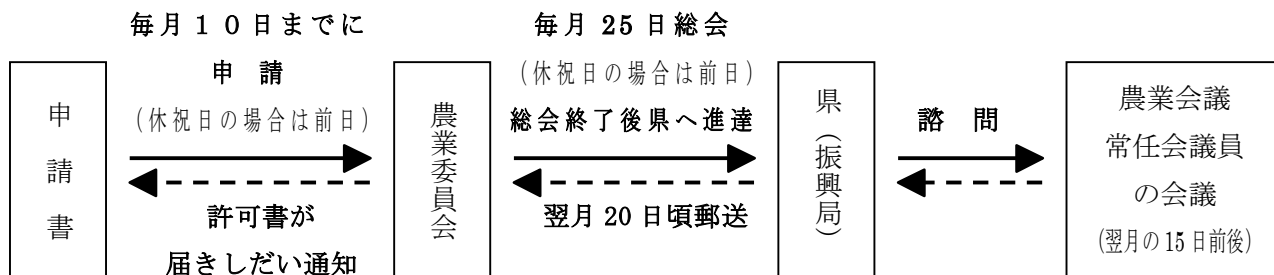
### 農地法第4条

自己所有の農地を農地以外の用途に転用する場合。

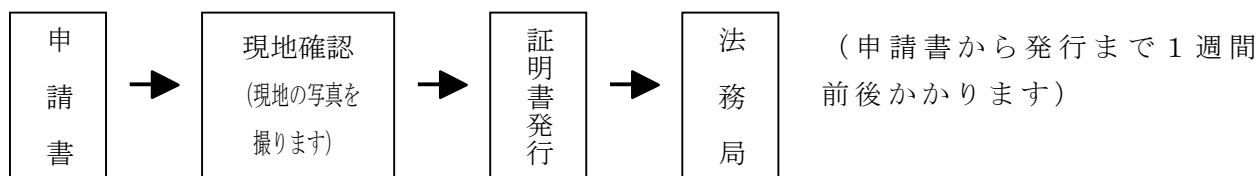
### 農地法第5条

農地等について、その転用のために所有権を移転し、又は地上権、永小作権、使用賃借による権利を設定し、もしくは移転する場合。

#### ※4・5条関係の申請から許可書交付



### 転用確認証明



#### ～登録地目の確認を～

現在農地法の許可後、転用はしたものの登記地目が農地になったままの方がたくさんおられます。課税上は宅地等になっていると思いますが、法務局に地目の確認を再度してみてください。もしも、農地になっている場合には、農業委員会事務局に転用確認証明申請書の提出をお願いします。

また、許可書の紛失により、再度許可の取り直しにならないためにも早い時期に出しましょう。わからない点等がありましたら、農業委員会事務局までお問合せください。

## あなたの地域を担当する農業委員です

氏名	担当地区	箱ワナ保管者	※有害鳥獣駆除用の箱ワナを 農業委員が管理しています。 利用希望の方は保管者まで連 絡をお願いします。  ※農地に関わる悩み等がござ いましたら、担当地区の農業委 員までお気軽にご相談ください。
小 俣 誠	笹子町全域		
宮 咲 寛 也	初狩町全域	ドラム缶式(熊用)	
白 輪 地 操	上真木全域・桑西・間明野・恵能野		
矢 光 政 成	下真木全域		
平 井 美 孝	花咲全域・沢井・大月・御太刀・駒橋	ドラム缶式(熊用)・両開き式(猪・熊用)・片開き式(猪用)	
鈴 木 達 成	畑倉全域・日影・東奥山	ドラム缶式(熊用)	
小 俣 光 弘	浅利・強瀬・岩殿・西奥山		
志 村 喜 光	大島・下和田・葛野		
西 村 恒 男	奈良子・林・田無瀬	ドラム缶式(熊用)	
小 俣 武 一	瀬戸全域・駒宮・浅川	ドラム缶式(熊用)	
長 坂 利 光	小篠・津成・太田・小田・久保		
小 林 恒 雄	小倉・田中・幡野・小沢・朝日小沢		
杉 本 芳 治	伊良原・四季の丘		
水 越 董 夫	殿上・猿橋		
藤 本 万 壬	下鳥沢・中野・堀の内・山谷・坂尻・宮谷	ドラム缶式(熊用)	
(会長職務代理) 駒 澤 近 夫	上鳥沢・寺向・大久保・駅南・小向・袴着		
(会 長) 杉 本 成 司	梁川全域	ドラム缶式(熊用)・両開き式(猪・熊用)	

山梨県農政推進農業委員大会  
が開催されました。

昨年十一月二〇日(金)かいてらす大ホールにおいて県下農業委員約四〇〇名が参加、大月市でも十一名の委員が参加しました。

また、大会終了後、日本戦略情報研究所の林 文隆氏による「二十一世紀の日本は明るい」をテーマに有益な講演が行われました。

平成二十一年度地区別農業委員会が開催されました。

昨年十一月十八日(水)「うぐいすホール」において富士・東部地域の農業委員が参加しました。

「農業の六次産業化とシステム化による地域活性化を目指して」について山口県船方農場グループ代表の坂本 多且氏による有益な講演会と、農業委員には勉強となる「農地法の改正」をテーマに講演と勉強会が開催されました。

○お知らせ○

有害鳥獣の捕獲のための檻の設置には狩猟免許(わな猟免許)の取得が必要となります。平成十九年より「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正により、「網猟免許」と「わな猟免許」が別々となり、わな猟免許が取得し易くなりました。詳しくは左記にお問合せ願います。

富士・東部林務環境事務所  
森づくり推進課

TEL0554・45・7812

●発行 大月市農業委員会  
●編集 大月市農業委員会だより  
編集委員会

大月市大月2-6-20

TEL0554・20・1836